

主 文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働者災害補償保険法に基づき、脳梗塞に係る障害補償給付及び療養補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が、○年○月○日付けでこれらを支給しない旨の処分（以下、障害補償給付を支給しない旨の処分を「第1原処分」といい、療養補償給付を支給しない旨の処分を「第2原処分」という。）をした。
- 2 請求人は、第1原処分について、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、○年○月○日付けで審査請求（以下「前回審査請求」という。）をしたところ、審査官が、同年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定（以下「第1回決定」という。）をしたことから、更にこの決定を不服として当審査会に、○年○月○日付けで再審査請求（以下「前回再審査請求」という。）をした。
- 3 当審査会は、○年○月○日付けで前回再審査請求を棄却する旨の裁決をした。
- 4 請求人は、前回審査請求及び前回再審査請求において不服とした原処分と同一の原処分である第1原処分に加え、第2原処分について、審査官に対し、○年○月○日付けで審査請求をしたところ、審査官が、○年○月○日付けでこれを却下する旨の決定（以下「第2回決定」という。）をした。
- 5 請求人は、当審査会に○年○月○日付けで再審査請求（以下「本件再審査請求」という。）をした。

第2 請求人の主張の要旨

（略）

第3 理 由

- 1 本件再審査請求について、再審査請求書の記載内容から、請求人は第1回決定を不服として、当審査会に改めて再審査請求をしたものと認められる。

請求人は、本件再審査請求において、前回再審査請求と同様に、第1原処分の取

消しを求めているが、同一の第1原処分に対し、重ねて本件再審査請求をすることは許されないものである。

したがって、本件再審査請求は不適法なものであり、かつ、性質上その欠陥を補正することができないものであると判断する。

- 2 なお、仮に、本件再審査請求を、第2回決定を不服としてされたものとみたとし、第2回決定は、第1原処分については既に前回審査請求で判断しており重ねて審査請求をすることはできないこと、第2原処分については既に審査請求できる期間を正当な理由なく経過していることから、いずれも不適法なものであり、かつ、性質上その欠陥を補正することができないとして却下しており、審査官の判断は妥当なものである。

したがって、本件再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると判断する。

- 3 以上のことから、いずれにしても、請求人の本件再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第10条の規定により却下することとして、主文のとおり裁決する。